

3月定例教育委員会議事録

1 日 時 令和7年3月21日（金）午前10時から午前11時10分まで

2 場 所 宗像市役所 北館1階 103A会議室

3 出席委員 委員 石丸 哲 史
委員 大庭 多美枝
委員 野上 順 子
委員 脇田 哲 郎
教育長 猿 樂 隆 司

4 その他の出席者 教育部（部長 中村博二、主幹指導主事 佐々木真理子、
主幹指導主事 笠井康行、理事兼教育政策課長 飯野英明）
子ども子育て部 部長 早川ちさと
教育政策課指導主事（末崎浩嗣、石川聡、大庭玄一郎）
図書課 課長 中野道子
健康課（課長 安川尚美、主幹兼健康サポート係長 山本千恵）
文化スポーツ課（課長 大塚将司、スポーツ推進係長 上田東、主事 福本萌香）
子ども育成課（課長 許斐知加、主幹兼子ども政策係長 梶原貴子）
地域教育連携室（室長 南宏和、参事兼コミュニティ・スクール係長 堤久美、グローバル人材育成係長 占部真珠アイリーン、主任主事 金子聡志）
学校整備プロジェクト室（室長 仁木完治、主幹兼特別支援教育係長 田中弘美、GIGA・教育改革係長 小森琢馬）
教育政策課（主幹兼教育総務係長 安部美代子、教育総務係長 山中茂樹、主任主事 荒木せりの）
※傍聴 なし

5 （2／21定例）議事録の承認 《承認》
（3／ 5臨時）議事録の承認 《承認》

6 議案

① 議案第23号第3期宗像市スポーツ推進計画の策定について《承認》

【猿樂教育長】議案について審議を行います。議案第23号第3期宗像市スポーツ推進計画の策定について、文化スポーツ課から説明をお願いします。

【文化スポーツ課】文化スポーツ課大塚です。資料3（6ページ）以降になります。第3期宗像市スポーツ推進計画（案）について、市民意見を募集しましたところ、1人の方から3件のご意見をいただきました。ご意見の内容は「e スポーツの活用」「スポーツ施設の整備」「スポーツ施

設へのアクセス」に関するものです。検討しました結果、資料のとおりすべて「原案どおり」といたします。これを踏まえて、本計画を決定することについて提案するものです。

なお、11月15日の庁議で質疑等の内容について、関係課の協力のもと計画に反映しています。市民から提出された意見（パブリックコメント）と回答の詳細、スポーツ推進計画の変更点につきまして、担当より補足説明を行います

【文化スポーツ課・福本】まずパブリックコメントについて説明を行います。資料8ページをご覧ください。いただいたご意見の主な内容は、「本計画で『具体的な施策』や『目標値』を示してはどうか？」というものでした。1件目「e スポーツの活用」については、現状、e スポーツに関する知識や経験の積み上げが十分でないため、本計画期間では目標値を示す前段階としてe スポーツをどのように市民の健康づくりや生きがいづくり等に活用できるか研究に取り組むこととしています。具体的な目標値についてはこの研究の結果を基に次の計画の中で検討します。

2件目「スポーツ施設の整備」については、本市のスポーツ施設は老朽化が進行している一方、本市を取り巻く社会環境は、物価の上昇、将来人口の減少など様々な状況です。このような中、スポーツ施設については充実、コストについては削減できればと考えており、今年度スポーツ施設の利用実態や将来需要、最適規模を明らかにするための調査を行いました。この調査結果を基に来年度以降に別途、スポーツ施設に関する方針を決定する予定です。具体的な目標値については、その方針の中で検討する予定です。

3件目「スポーツ施設へのアクセス」については、市民アンケートの結果、スポーツ環境の整備に関しては、身近に気軽にスポーツを行える環境づくりも重要と考えています。2件目の説明のとおり、来年度以降に別途スポーツ施設に関する方針を決定する予定です。この方針を基に市民が身近に気軽にスポーツを行える環境づくりについて研究に取り組むこととし、具体的な目標値については、この研究の結果を基に必要に応じて関係部署と連携して次の計画等の中で検討します。以上のことから、いただいたご意見に対しては、すべて「原案どおり」とするものです。

次に11月15日の庁議後、関係課の協力のもと、変更した4点について説明します。

まず1点目は資料12ページになります。計画の位置づけにおいて、整合性を図る計画として、本市の関連計画に「健康むなかた21」を入れていましたが、次期の総合計画に包含されることからこれを削除し、国・県の関連計画として、第三次の「健康日本21」を加えました。

2点目資料16ページをご覧ください。施策の体系の5つ目について、「市広報紙を核とした「伝わる」効果的な情報発信」としていましたが、市広報紙に限らず他の媒体も有効活用していくことから、「「伝わる」効果的な情報発信」に変更しています。

3点目資料16ページ、施策の体系の6つ目について、「“むなかた”の地域資源を活用したスポーツ活動の推進」としていましたが、スポーツ観光の取り組みの重要性を鑑みて、「“むなかた”の地域資源を活用したスポーツ観光等の推進」に変更しています。

4点目が資料20ページ、基本方針3の子どものスポーツにおいて、施策目標①「幼児期から様々なスポーツを体験できる」の2つ目の目標を「スポーツが好きな小学6年生の増加」としていましたが、全国の数値と比較ができるよう「スポーツが好きな小学5年生の増加」に変更し、目標値については、教育委員会と協議のうえ現実的に達成可能な数値として、74%から66%に変更しました。また、次のページ施策目標②「すべての中学生が取り組みたいスポーツを行うことができる」の3つ目の目標「スポーツが好きな中学生の増加」の目標値についても、教育委

員会と協議のうえ現実的に達成可能な数値として、70%から50%に変更しました。説明は以上となります。

【猿樂教育長】では、ご質問、ご意見ございませんか。

【各 委 員】(意見等なし)

【猿樂教育長】では議案第23号について、承認していただける方は挙手をお願いします。

【各 委 員】(全員挙手)

【猿樂教育長】はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第23号については承認されました。

② 議案第24号宗像市通級指導教室設置規程の全部改正について《承認》

【猿樂教育長】続きまして議案第24号宗像市通級指導教室設置規程の全部改正について、学校整備プロジェクト室からお願いします。

【学校整備プロジェクト室・仁木】議案第24号宗像市通級指導教室設置規程を全部改正する訓令についてです。宗像市通級指導教室設置規程の全部について、宗像市教育委員会事務委任規則第2条第2号の規定により提案します。提案の理由としましては、特別支援教育の推進に向け、新たな通級指導教室の設置、あわせまして事務の見直しを行うものです。提出資料4をご覧ください。2枚目、こちらに新旧の対照表を掲載しておりますが、全ての条文につきまして、今回、大幅に修正をかけるという形をとらせていただいております。具体的内容につきまして、この資料の最後のカラーのページをご覧ください。通級指導教室の新設について、という資料になります。今回の改正の大きな趣旨は、通級指導教室の増設です。この資料の左側、令和6年度におきましては、現在、通級指導教室は、自由ヶ丘小学校、それから日の里西小学校、中学校については中央中学校、この3室の体制で運営をしておりました。ただ、自由ヶ丘小学校におきましては、66人の児童ということで、施設、設備、教室確保の面で非常に厳しい状況になっておりました。この対応策としまして、通級指導教室の増設という結論に至ったわけでございます。資料の右側が、新設設置後、令和7年度から増設した形での運用です。まず、自由ヶ丘小学校に来ていた赤間小学校の児童、それから河東小学校の児童、こちらにつきましては、新たにそれぞれ、赤間小学校、河東小学校の通級指導教室を1教室ずつ、開設をいたします。そして、その学校の子供たちは自校で、通級指導を受けられるように変えてまいりたいと考えております。自由ヶ丘小学校につきましては結果として、令和6年度に66人いた子供たちが、38人まで減るという形になります。教室は現行と同様の3教室です。日の里西小につきましても、同様に現行の3教室・37人、これにより小学校の通級指導を行ってまいりたいという趣旨でございます。なお、中央中学校につきましては、2教室から1教室の減になっておりますが、現場としまして、少し精査をしまして、運用はできるものと考えています。

その他、規程の改正につきましては、これまで、通級指導教室というものが、どうしても、外部機関というイメージがございましたが、現状、今ある教育課程の中で、特別な支援を要する子供たちへの対応策ということで、位置づけがされておりますので、今回、この規程を改めることで、手続等も問題がないように処理するということで、改正を提案しております。説明は以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

【猿樂教育長】では、ご質問、ご意見ありますか。

【石丸委員】先ほどの説明で、現行第2条の通級教室の位置というのが、自由ヶ丘、日の里が書いてありますが、これが学校になったという解釈でしょうか。

【学校整備プロジェクト室・仁木】現行法令ではなかなか、学校と実際の教室というものを結びつけるような要素が薄かったものですから、このたびの改正で、きちんと学校の中に設置しているというところを強調した形で整理させていただきました。

【石丸委員】はい、ありがとうございます。

【猿樂教育長】他にありませんか。

【各 委 員】(意見等なし)

【猿樂教育長】では、議案第24号について、承認頂ける方は挙手をお願いいたします。

【各 委 員】(全員挙手)

【猿樂教育長】ありがとうございます。全員賛成でございますので、議案第24号については承認されました。

③ 議案第25号宗像市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例施行規則の一部改正について 《承認》

【猿樂教育長】では、次に議案第25号宗像市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例施行規則の一部改正についてです。教育政策課から説明をお願いします。

【教育政策課】教育政策課の山中です。議案第25号資料28ページになります。宗像市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例施行規則の一部改正について、宗像市教育委員会事務委任規則第2条第2号により、教育委員会に付議するものです。資料29ページをお願いします。今回の改正は、様式のための改正です。申請の前に提出していただく世帯調書です。税務署が申告書の控えに押印をやめたことによりまして、添付書類として求める書類に、税務署の押印がある控えを提出していただくこととしていましたが、税務署に申告した所得金額の合計と税務署に提出した事実がわかるものという形で、変更をしております。併せまして、様式の記載を少し改めております。比較のために次ページ、30ページに旧様式を添付しております。説明は以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

【猿樂教育長】では、ご質問、ご意見ございませんか。どうぞ、脇田委員。

【脇田委員】お尋ねいたします。こういう様式に、性別男女の欄は必要ですか。法的に何かあるのでしょうか。今のご時世、必ずここにこだわらなければいけないのか。新様式にされるならなおさら、その辺りはどうなのかと。

【教育政策課・山中】すみません。その辺りについて確認が不足しております。今現在、正確な回答を持ち合わせていません。

【脇田委員】また回答いただければと思います。

【猿樂教育長】この件は、まず様式例があったのですか。

【教育政策課・山中】そうですね。県から、このような様式でという例があります。

【猿樂教育長】県から第4条関係の様式第2号の例があり、それに準拠して宗像市も今回作成したという解釈でよろしいですか。

【教育政策課・山中】はい。

【脇田委員】宗像市から県に発信されたらどうですか。

【猿樂教育長】この点については県に問い合わせてみますが、当面の間はこれでよろしいでしょうか。では、議案第25号について承認いただける方は、挙手をお願いします。

【各 委 員】(全員挙手)

【猿樂教育長】ありがとうございました。全員賛成でございますので、議案第25号について承認されました。

7 協議

【猿樂教育長】ここからは、協議事項です。宗像市こども計画のパブリックコメント結果と、計画の決定についてです。子ども育成課から説明願います。

【子ども育成課】子ども育成課の許斐です。協議事項についてご説明させていただきます。資料6、31ページになります。12月定例教育委員会にて提案したパブリックコメントの結果を報告し、計画の決定について協議いただくものです。同計画については、令和7年1月10日から2月9日の1ヶ月間で、パブリックコメントを実施しました。その結果、30人の方から145件の意見が提出されております。意見の内容を確認し検討した結果、136件につきましては原案どおりとし、9件につきましては一部修正という対応をさせていただきます。意見の内訳につきましては、資料1ページ目の項目別意見数の表にまとめております。全体としましては、「社会全体でこどもの健やかな成長が支えられ安心してこどもを生み育てることができる環境づくり」に関する意見が最も多く、56件となっております。1ページの下から項目別に主な意見ということでまとめて記載をしております。この後続きますけれども、黄色に色分けしているものについては、教育委員会の所管する事務に関するご意見となっております。まず1ページ目ですが、現状と課題についての主な意見として41件、子育て支援センターに関するものが9件、学童保育に関するものが7件あります。2ページ目上段に、部活動の地域移行に関するご意見がありましたので記載しております。次に、基本方針1につきましては、2ページ目下段になります。計画案に記載の、「教え導く」の表現について、「大人からの一方的な指導や教育という意味に見える、言葉が足りず、正しい内容が伝わらないのではないか」という趣旨のご意見が5件ありましたので、より丁寧な表現にし、分かりやすくしております。3ページ基本方針2につきましては、母子という表現について3点。親子間形成について7件、子供の居場所づくりについて7件の御意見がありました。教育委員会事務に関する意見としましては、特別支援学級の支援員の配置に関するものが1件、給食に関するものが7件、電子書籍に関するものが1件、学校と地域に関するものが1件ありました。こちらにつきましては、5ページの上段までの間に記載しております。次に、5ページ、基本方針3につきましては、発達相談についての意見、放課後等デイサービスに関するものが3件ありまして、5ページの下、不登校の子供に関して、学びの多様学校や、分教室の検討を求める声というのが1件寄せられています。次に6ページ、基本方針4については、7件中4件が、タイトルについて、支援の対象が直感的にわかりにくいので混乱を招くのではないか、という趣旨のご意見でした。検討した結果、希望の形成の内容を具体にするために、「結婚、子育ての」という文言を冒頭に追記し、後に続く説明文につきましても、対象支援内容がより明確になるように修正をしています。最後にその他として、7ページ以降に、ご要望等のご意見を記載しています。8ページ以降に、教育委員会に関するご意見を記載しています。内容としては、制服に関すること、体操服に関すること、副担任制度の導入に関すること、部活動に関すること、

上靴に関することなどです。この計画修正案につきましては、本日の教育委員会でご協議頂いた後に、庁議に諮ります。その後、内容を決定いたしまして、最終版を決定し、印刷に入る予定です。委員の皆様には、冊子の印刷が終わりましたら、4月以降に最終版として、こども計画を配布させていただきます。以上、簡単ではございますが、説明を終わります

【猿樂教育長】ありがとうございました。ただ今の資料6につきまして質問ありますか。

【各 委 員】(意見等なし)

【猿樂教育長】ありがとうございました。続きまして、協議事項、宗像市教育委員会会議傍聴人の受付等についてです。教育政策課から説明をお願いします。

【教育政策課】教育政策課の安部です。宗像市教育委員会会議傍聴人の受付等について、40ページから資料7をご覧ください。教育委員会の傍聴につきましては、41・42ページの、宗像市教育委員会会議傍聴人規則に定めておりますが、第7条「傍聴に関し必要な事項は別に定める」に基づき、受付等の詳細を定めるものです。定める内容としましては、40ページ上段に記載している4点となります。1、受付は教育委員会事務局にて行う。2、受付時間は開会の30分前から10分前までとする。3、傍聴人定員は7人とし、先着順とする。4、途中退室した場合、再度の入室は認めない。定員7人につきましては、他自治体の状況なども確認いたしまして、また、宗像市の会議室の座席の容量がどれぐらい確保できるか、そういった現状も考えまして7人としております。福岡県教育委員会が7人としているところも参考としております。

例年、教科書選定に関する臨時教育委員会では、10人以上の傍聴がございましたが、こちらについてはこれまでどおり傍聴を認める予定としております。そのほかにも市民の関心が高い事案など、広く傍聴を認めるべきと判断する場合は、3のなお書き、「教育長が必要があると認める場合は定員を増員することができる」に従って対応いたします。そして現在も教育委員会の日程というのはホームページに掲載し、市民へ周知しておりますので、4月以降、資料40ページ下段のホームページ掲載案のとおり、会議日程を掲載するのにあわせて、傍聴についてもお知らせしたいと考えております。本件につきまして教育委員会に付議する議案とすべきか検討いたしましたけれども、付議案件としては、宗像市教育委員会事務的に規則に定めがございまして、議案とするものには当たらないと判断いたしました。委員の皆様のご意見も十分にお伺いした上で決定すべき事項と考えましたので、本日協議事項としてあげさせていただいております。以上です。

【猿樂教育長】では、今の資料7につきまして、何かご質問ございませんか。

【各 委 員】(意見等なし)

【猿樂教育長】ありがとうございました。

8 報告

<健康課>

1 第2期宗像市自殺対策推進計画のパブコメ結果と計画の決定について

<文化スポーツ課>

1 令和6年度むなかたアカデミッククラブ参加実績及び令和7年度計画について

2 小中学生スポーツ教室・大会(むなかたっ子熱くなれシリーズ)開催実績について

<図書課>

1 中学生読書サポーター養成講座について

<地域教育連携室>

- 1 小中一貫コミュニティ・スクールフォーラムについて
- 2 むなかた子ども大学 令和7年度以降の取組について
- 3 むなかた子ども大学特設講座「中学生対象デジタルテクノロジーコース」
- 4 むなかた子ども大学特設講座「デジタルテクノロジーコース」(不登校児童生徒対象)

<学校整備プロジェクト室>

- 1 公立学校情報機器整備事業に係る計画について

<教育政策課>

- 1 宗像市全校統一学力テスト、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について
- 2 宗像市立学校の令和7年度児童生徒数・学級数推計について
- 3 令和7年度学校医・学校歯科医・学校薬剤師の選任について
- 4 令和7年度定例教育委員会日程について
- 5 令和7年度全国・九州・福岡県連絡協議会等の会議・研修会予定について
- 6 学校の日について
- 7 行政報告について
- 8 後援報告について

9 議案補足

【教育政策課】最後に、先ほどは大変失礼いたしました。議案第25号宗像市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例施行規則、こちらの様式変更につきまして、脇田委員からご質問頂いた点につきまして、確認をいたしましたので、あわせて報告をさせていただきます。皆様ご承知のとおり、この資金の貸付けにつきましては、全額を福岡県の支出金で賄って実施をしております。県からの求めに応じて、この申請者、それから貸与が決定した者の情報を報告する必要があるのですが、その県への報告様式の中に性別の欄がございまして、必須事項になっております。また、あわせて、宗像市が宗像市暴力団等追放条例に基づき、宗像市の事務事業から暴力団を排除するための指針というものがございます。宗像市が資金の貸付けを行う際は、その貸付けの対象となる者が、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であるか否かというのを警察に照会する必要があります。この照会する情報の中に、氏名、生年月日、そして性別が必須事項となっております。ということで、この情報を申請者の方から頂いている状況でございます。即答ができずに大変失礼いたしました。報告は以上でございます。

【猿樂教育長】はい、ありがとうございました。

10 イベント周知

<地域教育連携室>

- 1 むなかた子ども大学特設講座「フットサル選手コース」
- 2 むなかた国際のど自慢大会

【猿 樂 教 育 長】次回は、令和7年4月17日(木)午前10時から定例教育委員会を開催予

定です。会議室は「宗像市役所3階304会議室」です。よろしくお願いします。

令和 7 年 4 月 17 日

石丸 哲史

猿樂 隆司